

## 男鹿市規則第17号

### 男鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

男鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成17年男鹿市規則第29号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(介護休暇)</p> <p>第18条の2 (略)</p> <p>2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。</p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第18条の2 (略)</p> <p>2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、<u>始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した</u>4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。</p>
<p>(介護時間)</p> <p>第18条の3 (略)</p> <p>2 育児休業法第19条第1項の規定による<u>同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する</u>部分休業の承認を得て勤務しない時間がある日の<u>介護時間</u>については、<u>1日につき2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間</u>を超えない範囲内の時間とする。</p>	<p>(介護時間)</p> <p>第18条の3 (略)</p> <p>2 <u>介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間</u>（育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を得て勤務しない時間がある日については、<u>当該</u>2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた<u>時間</u>）を超えない範囲内の時間とする。</p>

改正後	改正前
<p>(休暇の承認の決定等)</p> <p>第24条 (略)</p> <p><u>(条例第21条の2第2項の規則で定める期間)</u></p> <p><u>第24条の2 条例第21条の2第2項の規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。</u></p> <p>(年次有給休暇の申出)</p> <p>第25条 (略)</p>	<p>(休暇の承認等の決定)</p> <p>第24条 (略)</p>
<p>備考 改正箇所は、下線の引かれた部分である。</p>	

## 附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。